

# かわら版 いわしーろ

マスコットの



ひょうたん  
です。

## 《地域の取り組み事例紹介》 荒井自治会

### 話し合いの場 開催

荒井自治会では、9月8日（日）の午後、共同作業の草刈りの後、荒井集会所で「自治会の存続」について話し合いが行われました。  
荒井自治会内には今年4月1日現在15世帯55人の方が暮らしておりますが、高齢化が



進んでおり、65歳以上の人口が占める割合の「高齢化率」が38%（二本松市全体では34%）、住民の半数以上が55歳以上となっております。

このことから、年齢を重ねても病気やけがで寝たきりにならないよう、健康維持に気を遣って生活しているとの話があり、地区として健康体操に取り組む事を検討されています。

住民のほとんどが農家であることから、休耕地や荒廃地の対策と維持管理のため、中山間事業にも取り組み、共同で草刈り等の作業を行っています。

このような状況の中、今後話し合いを続け、厳しい状況と向き合い、住民同士が協力しながら自治会を存続させていくことを再確認していました。

さらに、これからの自治会を担う若い世代とも話し合う場を設けて行きたいと話されています。

荒井自治会は、現在でも住民同士の絆が強く、情報を共

有できており、万一の際にもすぐに対応できる状況ではありませんが、地区の将来について話し合いが行われていました。

集落の状況について話し合いをしませんか。住民同士が話し合い、協力しなければ集落の維持が難しくなるかもしれません。早めの行動をする事で、自治会を担う次世代へと、伝えられるのではないのでしょうか。

## 長寿を祝う

### 各地で敬老会

今年の岩代地域全体の敬老者数は、一、三五〇名です。

地区毎に敬老会が行われ、喜寿、米寿の記念品贈呈や歌や踊りのアトラクション等があり、大いに盛り上がりました。

各地区の開催された敬老会の対象者人数は、次の通りです。

令和元年5月3日（金）

- ・ 杉沢地区 一一八名
- ・ 東新殿地区 九二名

令和元年9月8日（日）

- ・ 旭地区 二六四名

令和元年9月14日（土）

- ・ 小浜地区 六三四名

令和元年9月15日（日）

- ・ 西新殿地区 一三四名
- ・ 初森地区 四五名
- ・ 上太田地区 六三名



【小浜地区】



【西新殿地区】

# 集落カルテから みえてきたもの②

「みんなで防ぐ！鳥獣被害対策」前17号からの続き

## 特徴

- 「猪突猛進」はパニククになって逆上した時の姿。本来警戒心が強く、臆病で注意深く、あまり人前に姿を現しません。反面、いったん慣れると大胆不敵にもなります。
- 鼻は敏感で、周囲の臭いや感触をさぐる際に使われる一方、地面を掘ることもできます。体の中で唯一電気刺激に弱い箇所です。
- 体毛は太く、剛毛で、電気を通しにくくなっています。

剛毛だから電気も平気！



被害状況  
最大の被害は根菜類と乳熟期以降の水稲です。

水稲では穂の食害のほかに、踏み荒らしとヌタウチによる倒伏もあります。

## 被害防止のためのワンポイント・アドバイス

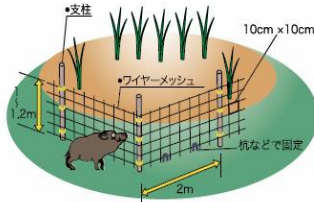
### トタン板

- 視覚を遮断する効果に優れます。
- 1枚だけでは高さが不足するので、2枚継ぎ足しや他の資材との組合せで、高さ1.2m程度まで上げて、飛び越えられないようにしましょう。
- 起伏のある場所では、地面とトタン板のすき間ができて、そこに鼻を入れ、トタン板を持ち上げられるので、凸凹があればよくなり、草など刈った後に設置しましょう。
- トタン板同士の継ぎ目が破られやすいので、重なり部分は厚めにしましょう。
- 押し倒されないように、支柱の強度と設置間隔にも注意して下さい。



### ワイヤーメッシュ

- ワイヤーメッシュは、丈夫な鋼線を縦横に溶接した建築資材で、視覚的遮断効果はありませんが、強度に優れた柵として利用できます。
- 綱線が細いと折り曲げられ、升目が大きいとウリボウに侵入されます。10cm升目で太さ4〜5mm程度のものを使用して下さい。
- 飛び越えられないように十分な高さ(1.5〜2m)を確保しましょう。



- 押し倒されたり、鼻で持ち上げられたりしないように適当な間隔で頑丈な支柱を立てます。
- 地面と接する部分をくぐり抜けられないよう、支柱の間2〜3カ所に、杭などで固定するか、竹などを地面に這わせてあてがい、結束して補強します。
- 上部30cmの部分を外側に20度折り曲げると、イノシシが接近しても乗り越えることはできません。

### 電気柵 (ワイヤー式)

- 軽量で設置や収納が容易です。
- 侵入防止効果が高く、何度も狙われている田畑にはお勧めです。
- 背中などの毛皮部分は感電せず、鼻先だけがよく通電します。
- 必ず危険表示を行い、人の感電や火災の恐れがないように設置して下さい。
- 前足が土の上になるよう最低50cmは舗装道路から離して設置します。
- 電線を張り巡らせる高さは、20cm (歩行中の鼻の高さ)、40cm (停止中の鼻の高さ)を基本とし、電気は常に流しておきます。
- 支柱の押し倒しを防ぐため、支柱の外側に電線を張ります。
- 周囲の雑草管理や通電の確認など、継続した管理を行い、電線の切断や漏電による効果低下に注意して下さい。
- ゴムマットなど電気の通りにくい素材のマットは敷かないで下さい。
- 起伏のある場所では、地面と電線のすき間ができて、くぐり抜けられることがあるので部分的に支柱を追加し20cm間隔を確保しましょう。